入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１０月３０日

分任支出負担行為担当官

屋久島森林管理署長　野邊　忠司

１　競争入札に付する事項

（１）　名　　称　　建設機械借上単価契約（宮之浦地区2）

（２）　作 業 場 所　　屋久島町(宮之浦、小瀬田管内)に所在する屋久島森林管理署が管理する国有林林道等

（３）　作 業 内 容　　国有林林道等の路面補修及び崩土除去等

（４）　作 業 期 間　　契約締結日の翌日から令和９年３月８日まで

（５）　本物件は、予定数量内訳書の名称(以下｢名称｣という。)毎に決定した単価に実行した数量を乗じた金額により精算する物件であることから、単価内訳書を入札書とともに提出すること。

また、入札は名称にある全ての予定数量の総額（単価×予定数量）をもって入札するものとし、入札説明書「１０　落札者の決定」により落札者を決定する。

なお、各名称毎の契約単価は、契約締結時に落札者が提出する単価内訳書の単価を審査のうえ適用するものとする。

２　競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）　「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　入札時において有効な『資格審査結果通知書（全省庁統一資格）』の『役務の提供等』に登録された者であって、A、B、C又はDランクに各付けされ、かつ、競争参加を希望する地域において「九州」を選択している者であること。

また、競争参加資格確認のため確認結果通知書の写しを提出すること。

（３）　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」又は「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」に基づく指名停止を受けていないこと。

（４）　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

３　入札方法

（１）　本件は電子調達システムにより入札を行う。電子調達システムにより難い場合は、令和８年１１月３０日（月）１５時までに別紙「別記様式２」を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、屋久島森林管理署　総務グループに提出し、認められた場合に限り紙入札を行うことができる。この場合においては、下記６の入札、開札の場合の場所及び日時に入札書を持参するものとする。
（電子調達システムのホームページ）https://www.geps.go.jp/

（２）　契約金額は、落札者の入札書に記載された金額に消費税等相当額｛（入札書に記載された金額の10％）（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）｝を加算した金額とするので、入札に当っては消費税等に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）　入札説明書に示す入札書は電子調達システム及び持参又は郵便とし、郵便入札による場合は「書留郵便又は配達証明書郵便」に限ること。
なお、再入札を執行する場合は参加できない。

４　契約条項等を示す場所及び日時（入札説明書、仕様書及び契約書案等）

（１）　場　　所
〒891-4311　鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5
屋久島森林管理署　総務グループ
電話　0997-46-2111
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：ky_yakushima@maff.go.jp

（２）　日　　時
令和８年１０月３０日から令和８年１１月３０日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、９時から１７時まで（１２時から１３時までを除く。）とする。

５　競争参加資格の確認等

（１）競争参加資格の確認
本入札の参加希望者は、上記２に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料（以下、「申請書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（２）申請書等の提出期限及び提出場所等
①　電子調達システムにより参加する場合
令和８年１１月２日９時から令和８年１１月１６日１５時までに電子調達システム上でＰＤＦファイル形式により送信すること。
（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）
②　紙入札方式により参加する場合
令和８年１１月１６日１５時までに持参、郵送（書留郵便に限る。）電送又は電子メール（締切日時必着）で提出すること。
（提出いただいた書類については返却いたしません）
提出場所：上記４（１）に同じ。

（３）申請書等は、入札説明書に示す様式により作成すること。

（４）　上記（２）に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は本入札に参加できない。

（５）　競争参加資格の有無については、令和８年１１月２６日までに競争参加希望者へ書面により通知するが、通知期日を経過しても書面が到達しない場合には、競争参加希望者は、令和８年１１月２６日までに提出先４（１）に確認すること。
　なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

（６）　上記(５)の決定通知において、競争参加資格がないと認められた者は、その参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。

ア 請求期限： 令和８年１１月２６日　１３時

イ 請求場所： 上記４（１）に同じ。

ウ 請求方法： 書面は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る。）により提出するものとし、電子メールその他の方法によるものは受け付けない。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

エ 回　　答： 令和８年１１月２６日までに書面により回答する。

６　入札、開札の場所及び日時

　開札は以下の場所及び日時に実施する。
なお、開札にあたり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

（１）入札場所　屋久島森林管理署　　入札室

（２）開札日時　令和８年１２月１日（火）１４時３０分

①　電子調達システムにより参加する場合

　令和８年１１月２６日９時から令和８年１２月１日１４時２５分までに電子調達システムで入札すること。

②　紙入札方式により参加する場合

　紙入札方式における入札の締切りは、令和８年１２月１日１４時２５分とする。入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し直接提出しなければならない。なお、郵送（書留郵便又は配達証明書郵便に限る）による入札の受領期限については、令和８年１１月３０日１５時までに屋久島森林管理署　総務グループに必着すること。
　ただし、予定価格の制限に達せず再度入札となった場合は入札の資格はないものとする。

７　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金は免除する。

イ　契約保証金は免除する。

（３）業務費内訳書の提出

　入札物件の第１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を入札書とともに提出すること。
　なお、当該業務費内訳書未提出の入札は、無効とする。

（４）入札の無効

　本公告に示した競争参加資格のない者（支出負担行為担当官等により競争参加資格があることを確認された後に、指名停止を受ける等により、入札時において上記５の競争参加資格に掲げる事項を満たさない者を含む。）のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

（５） 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が１千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（６） 契約書作成の要否

契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

（７） 本公告に記載なき事項は入札説明書等による。

以上、公告する。